

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 次に掲げる告示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ（省 略）</p> <p>ロ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の十六第四項ただし書（更正及び決定）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下「<u>輸徴法</u>」という。）第六条第六項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）において準用する場合を含む。）の規定による税額等（関税法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する税額等をいう。ハにおいて同じ。）を是正させるための通知</p> <p>ハ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）（<u>輸徴法</u>第九条第三項（輸入の許可前における引取り）において準用する場合を含む。）の規定によ</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ 同 上</p> <p>ロ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の十六第四項ただし書（更正及び決定）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第六項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）において準用する場合を含む。）の規定による税額等（関税法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する税額等をいう。ハにおいて同じ。）を是正させるための通知</p> <p>ハ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）（<u>輸入品</u>に対する内国消費税の徴収等に関する法律第九条第三項（輸入の許可前における引取り）に</p>

る税額等の通知

二〇八 (省 略)

ト 別表第三号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第三二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第六五号、第七一号、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇八 (省 略)

二〇七 (省 略)

別表(第一条、第三条、第四条関係)

番号	手	続
一	(省 略)	
四〇	関税法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)の規定による承認の申請又は同条第四項の規定による同項に規定する貨物確認書の提出	
二		
四一	(省 略)	
四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定による書類(関税法施行令第六十一条第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するた	

において準用する場合を含む。)の規定による税額等の通知

二〇八 同 上

ト 別表第三号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第三二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二から第五五号の二まで、第五七号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第六五号、第七一号、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九一号の三又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇八 同 上

二〇七 同 上

別表(第一条、第三条、第四条関係)

番号	手	続
一	同 上	
四〇	関税法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)の規定による承認の申請	
二		
四一	同 上	
四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定による書類(関税法施行令第六十一条第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書	

四二の	二	四二の	め書類等)に規定する原産地証明書(以下「原産地証明書」という。)、同項第二号イに規定する締約国原産地証明書(以下「締約国原産地証明書」という。)(経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書第二十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告(以下「原産地申告」という。))を除く。及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く。)の提出
五三の	二	五三の	関税法施行令第三十六条の三第二項(外国貨物を置くこととの承認の申請)の規定による書類(原産地証明書を除く。)(の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書(原産地申告に限る。))の提出、同条第四項の規定による同令第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書(以下「運送要件証明書」という。))の提出又は同令第三十六条の三第七項の規定による証明
五四の	二	五四の	(省 略)
五五	二	五五	関税法施行令第五十条の二(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用す

四二の	二	四二の	類等)に規定する仕入書及び包装明細書に限る。))の提出
五三の	二	五三の	同上
五四の	二	五四の	同上
五五	二	五五	関税法施行令第五十条の二(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十条の二において準用

二	<p>る同令第三十六条の三第二項の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第七項の規定による証明又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出</p>
二	<p>関税法施行令第五十一条の四第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）の規定による書類の添付又は同条第三項の規定による証明</p>
三	<p>（省略）</p>
五五の	<p>（省略）</p>
二	<p>関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）の提出、同条第四項の規定による運送要件証明書の提出又は同条第七項の規定による証明</p>
五七	<p>（省略）</p>
二	<p>関税法施行令第五十九条第二項（輸入申告の手続）の規定による書類の提示</p>
五八	<p>（省略）</p>
～	<p>（省略）</p>
六三の	<p>（省略）</p>
四	<p>（省略）</p>

する同令第三十九条第二項の規定による届出

二	同
五五の	同上
二	同上
五七	同上
五八	同上
～	同上
六三の	同上
四	同上

六四の	関税率法施行令第五条第一項（加工又は修繕用貨物の輸出の <u>手続</u> ）の規定による申告書及び書類の添付（輸徴法施行令第十九条の四第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六四の	関税率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続）の規定による許可書又は証明書、書類及び明細書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）
三	（省 略）
六四の	（省 略）
四	（省 略）
六四の	関税率法施行令第十六条第一項（再輸入免税貨物の輸入の手続）の規定による許可書又は証明書の提示
六五	（省 略）
六五の	関税率法施行令第十六条の六（外国で採捕された水産物等の免税の手続）の規定による書類の提出
二	関税率法施行令第十六条の七第三項（水産物加工製品の指定等）の規定による明細書の提出及び書類の添付
六五の	（省 略）
四	（省 略）
六五の	関税率法施行令第二十条第一項（寄贈物品の免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに関税率法施行令第二十条第二項の規定に

六四	関税率法施行令第五条第一項（加工又は修繕用貨物の輸出の <u>手続</u> ）の規定による確認の申請（輸徴法施行令第十九条の四第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六四の	関税率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）
二	（省 略）
六四の	（省 略）
三	（省 略）
六四の	（省 略）
四	（省 略）
六五	同上
六五の	関税率法施行令第十六条の七第三項（水産物加工製品の指定等）の規定による明細書の提出
二	同上
六五の	同上
三	同上
六五の	関税率法施行令第二十条第一項（寄贈物品の免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

よる書類及び証明書の添付

六五の	一八	六五の	一七	六五の	一六	六五の	一五	六五の	一四	六五の	一三	六五の	一二	六五の	一一	六五の	十	六五の	九	六五の	八	六五の	七	六五の	六	六五の
(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)		(省略)

六五の	一七	六五の	一六	六五の	一五	六五の	一四	六五の	一三	六五の	一二	六五の	一一	六五の	十	六五の	九	六五の	八	六五の	七	六五の	六	六五の	五	六五の
同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上

一九

六六 関税定率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同  
一状態）で再輸出される貨物の輸入時の届出等）の規定に  
よる書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の四（輸入時  
と同一状態）で再輸出される課税物品の輸入時の届出）の  
規定による輸徴法第十六条の三第一項の規定の適用を受  
けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記  
を含む。）

六六の  
（省 略）

二

六七 関税定率法施行令第五十四条の十七（輸入時と同一状態  
で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の  
準用）において準用する同令第五十四条の十三第一項の  
規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の八（  
輸入時と同一状態）で再輸出される場合の還付の手続等  
についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第  
二十六条の四の規定による輸徴法第十六条の三第二項の  
規定の適用を受けようとする旨並びに課税物品の品名及  
び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十  
四条の十七において準用する同令第五十四条の十六の規  
定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十六条の八に  
おいて準用する輸徴法施行令第二十六条の七第一項の規  
定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六七の  
二

関税定率法施行令第五十四条の十八において準用する同  
令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸  
徴法施行令第二十六条の九において準用する輸徴法施行  
令第二十六条の四の規定による輸徴法第十六条の三第三  
項の規定の適用を受けようとする旨並びに課税物品の品

一八

六六 関税定率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同  
一状態）で再輸出される貨物の輸入時の届出等）の規定に  
よる書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の四（輸入時  
と同一状態）で再輸出される課税物品の輸入時の届出）の  
規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六六の  
同 上

二

六七 関税定率法施行令第五十四条の十七（輸入時と同一状態  
で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の  
準用）において準用する同令第五十四条の十三第一項の  
規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の八（  
輸入時と同一状態）で再輸出される場合の還付の手続等  
についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第  
二十六条の四の規定による課税物品の品名及び数量等の  
付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十四条の十七  
において準用する同令第五十四条の十六の規定による申  
請書の提出（輸徴法施行令第二十六条の八において準用  
する輸徴法施行令第二十六条の七第一項の規定による課  
税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六八	名及び数量等の付記を含む。)
八五	(省略)
八六	国税通則法第二十一条第四項(納税申告書の提出先等)の規定により読み替えて適用される同法第十九条(修正申告)の規定による申告(輸徴法第六条第六項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)において準用する関税法第七条の十四第二項の規定による補正を含む。)
八六の二	
八八	(省略)
八九	輸徴法第六条第一項又は第二項の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告 イ 消費税法第四十七条 ロ 酒税法第三十条の三 ハ たばこ税法第十八条 ニ 揮発油税法第十一条及び地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)第七条第一項 ホ 石油ガス税法第十七条 ヘ 石油石炭税法第十四条
八九の二	租税特別措置法施行令第四十八条の九第一項(引取りに係る石油製品等の免税の手續等)の規定による申請書の提出
九〇	

六八	同上
八五	同上
八六	国税通則法第二十一条第四項(納税申告書の提出先等)の規定により読み替えて適用される同法第十九条(修正申告)の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第六項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)において準用する関税法第七条の十四第二項の規定による補正を含む。)
八六の二	
八八	同上
八九	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項又は第二項の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告 イ 消費税法第四十七条 ロ 酒税法第三十条の三 ハ たばこ税法第十八条 ニ 揮発油税法第十一条及び地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)第七条第一項 ホ 石油ガス税法第十七条 ヘ 石油石炭税法第十四条
九〇	



一〇	~
一一	(省略)
一〇	~
一一	同上